

秋田県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づく、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を、適切かつ円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(同居者の要件)

第2条 規則第3条第2項の規定に基づき知事が認める者は、入居している高齢者の介護を行う者や入居している高齢者が扶養している児童、障害者等とする。

(規模の基準)

第3条 規則第8条の規定で定める各居住部分の床面積の基準を25㎡以下に緩和する場合には、居間、食堂、台所等の高齢者が共同利用する部分の面積の合計が、各専用部分の床面積と25㎡の差の合計を上回ることを原則とする。

(登録書に添付する書類)

第4条 規則第7条第2号に規定する書類は、様式1号①とする。ただし、既存の建物を用途変更により整備する場合は、様式1号②とする。

2 規則第7条第6号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1)建物賃貸借契約書（雛形）の写し

(2)サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録要件適合性を判断できるチェックリスト

(3)建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し（新築又は用途変更をした場合に限る。）

(4)規則第11条第1号イに規定する者に係る雇用契約書の写しなど、雇用関係及び勤務条件等が確認できる書類

(5)規則第11条第1号ロの規定に該当することを確認できる資格者証等の写し

(6)暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報一覧表

(7)その他知事が審査のために必要と認める書類

(地位の承継)

第5条 法第11条第3項の規定に基づく届出は、様式第2号による。

(廃業等の届出)

第6条 法第12条第1項の規定に基づく届出は、様式第3号による。

2 法第12条第2項の規定に基づく届出は、様式第4号による。

(登録の抹消)

第7条 法第13条第1項第1号の規定に基づく申請は、様式第5号による。

(書類の提出部数)

第8条 この要領により、知事に提出する申請書又は届出書及びこれらに添付する書類は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この要領は平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。